

議案第 1 2 号

羽曳野市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

羽曳野市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条項ずれが生じるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する
条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年羽曳野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市職員の自己啓発等休業に関する条例第3条に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正前の学校教育法(以下この項において「旧学校教育法」という。)第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

羽曳野市職員の自己啓発等休業に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第3条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく大学(当該大学に置かれる同法に規定する専攻科及び大学院を含む。)、同法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)その他これらに準ずると市長が認める外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第3条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく大学(当該大学に置かれる同法に規定する専攻科及び大学院を含む。)、同法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)その他これらに準ずると市長が認める外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)とする。</p> <p>以下省略</p>